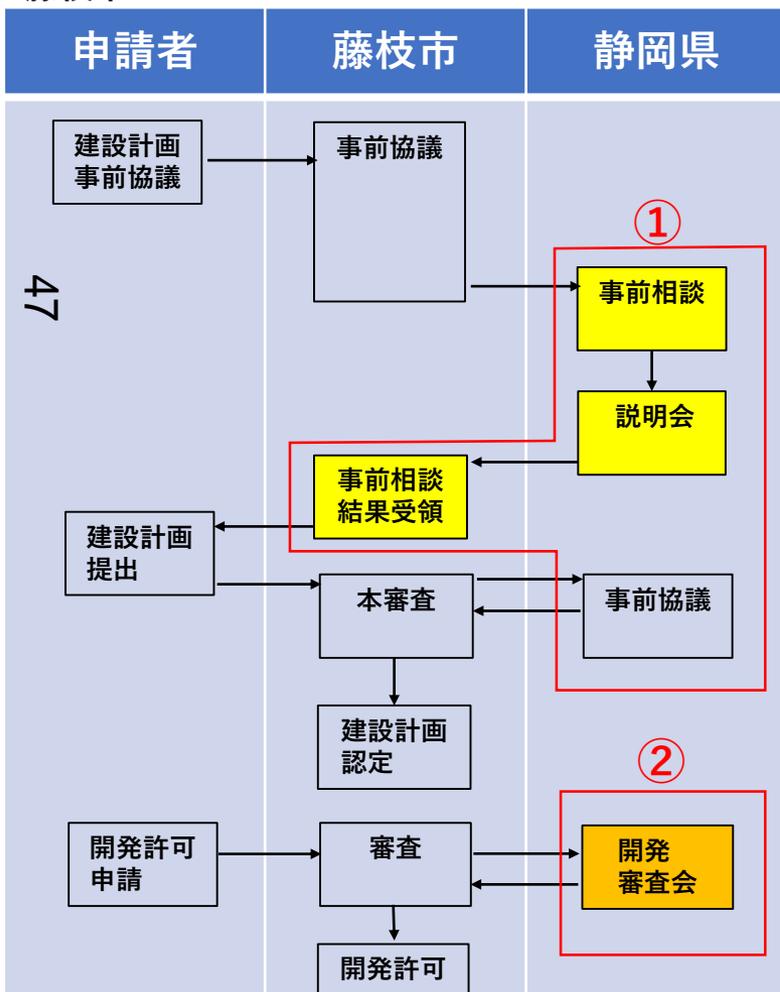


(参考) 他自治体の事務処理手続き事例 (事務処理市町村)

①A市及びB県間では、県との事前協議は1回だけであり、事前協議に要する期間は、2～3週間程度として運用。

②また、A市においては、手続きの迅速化のため、都市計画法第34条第12号に基づき条例で区域等を定めることにより、開発審査会の議を経ずに市が許可。

藤枝市



A市

